

令 和 6 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第 二 次)

松 阪 市 監 査 委 員

24 松監第 000171 号
令和 7 年 3 月 21 日

松阪市監査委員 達 中 敏 治
松阪市監査委員 杉 本 徳 男
松阪市監査委員 松 本 一 孝

令和 6 年度定期監査（第二次）結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施したので、監査の結果を同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

定期監査

第1 監査実施年月日及び対象箇所

実施年月日	監査対象箇所
令和7年1月10日	三郷保育園、飯南たんぽぽこども園 飯高中学校、宮前小学校
令和7年1月16日	大河内小学校、大河内保育園、 西中学校、第二小学校
令和7年1月23日	米ノ庄小学校、こだま小規模保育事業所 豊田こども園、豊田小学校、三雲中学校
令和7年1月28日	漕代小学校、東黒部小学校 山室幼稚園、幸小学校
令和7年2月 3日	花岡幼稚園、第二保育園 伊勢寺幼稚園、伊勢寺小学校

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

令和5年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、市立の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の中からそれぞれ抽出して監査を実施した。

3 監査の主眼

地方自治法第199条第3項の趣旨を基本とし、次の事項を監査の主眼とした。

- (1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われているか。
- (2) 備品の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (3) 現金の保管及び取り扱いは、適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (5) その他事務事業の執行状況については、適正かつ効率的に行われているか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各園長、校長から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し、監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の対象とした令和5年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するものほかは、おおむね適正に執行されていた。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘要望事項は、次のとおりである。

○諸帳票について

領収印台帳、理科薬品受払簿、現金受払簿及び施設・遊具の安全点検表において、未記載の項目が見受けられた。

○納品書について

納品日が納品明細書と相違しているもの、検収印が押されていないものが見受けられた。

○施設・遊具の安全点検表について

修繕や交換等が必要と記載されているもので、その後の対処が記載されていないものが見受けられた。リスク管理の観点から、措置状況又は結果を記載したい。

○補助金について

補助金関係の簿冊について、添付書類のみで交付申請書（写）が綴られていなもの、他の大会の収支精算書が添付されているものが見受けられた。適切で分かりやすい簿冊管理に努められたい。

意見

○施設の老朽化対策について

多くの学校・園において、老朽化が進行している。高い危機管理意識を持ち、危険を未然に防ぐために、日頃から十分な点検を実施し、児童生徒や園児が安全で安心に過ごせるよう、計画的な施設修繕により、良好な教育環境の維持に努められたい。